

## 東浦町とソフトバンク株式会社との連携及び協力に関する包括連携協定書

東浦町（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、住民サービスの一層の向上、地域の活性化等を図り、東浦町のまちづくりに資するため、以下のとおり連携及び協力に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携及び協力による活動を推進し、住民サービスの一層の向上、地域の活性化及び業務の効率化等を図り、東浦町のまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) 住民への情報発信に関すること。
- (2) 子育て・教育環境の充実に関すること。
- (3) 業務改善及び働き方改革に関すること。
- (4) 産業振興に関すること。
- (5) その他、両者が合意した事項に関すること。

2 乙は、連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社に実施させることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施内容を決定する。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携し、及び協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意志表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求め

ることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して、必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承知を得ないで他に漏らす事があつてはならない。（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名のうえ各自その1通を保有する。

令和6年6月20日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

東浦町

東浦町長

日高伸夫

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

法人統括 公共事業推進本部

本部長

柏木隆司